## GRIガイドライン(Standard)対照表

※:電力セクター開示項目

	GRIガイドライン(Standard版)		※:電力セクター開示項目 九電グループ環境報告書2018	
	シリーズ	開示事項		ページ
マネジメント手法	103–1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	○編集方針 ・九電グループ環境報告書と報告対象分野、目次 ○九州電力の環境目標と実績(総括) ・項目、実績(2015~2017年度)、2017年度目標値、評価 ○グループ会社 ・項目、実績(2015~2017年度)、2017年度目標値、2018年度目標値	1~2 15~16 65~66
	103–2	マネジメント手法とその要素	o トップメッセージ ・2030年に向けて温室効果ガスの削減に努めます ○中長期環境目標(2018年度以降) ・重点取組項目の特定、重点取組項目と環境目標 ○環境マネジメント ・環境経営、推進体制、環境活動の管理・監査	4 9~10 13~14
	103–3	マネジメント手法の評価	o環境コミュニケーション ・第17回 九州電力環境顧問会 ・アンケート結果、お客さまの声	59~60 61~62
1 原材料	G4-DMA*	使用中の高濃度および微量PCB機器の管理および処理に関する長期戦略	o 発電所等の環境保全対策等 ・化学物質の管理(PCB(ポリ塩化ビッフェニル))	45
	301-1	使用原材料の重量または体積	o 事業活動に伴う環境負荷(2017年度) ・INPUT	7
	301-2	使用したリサイクル材料	o事業活動に伴う環境負荷(2017年度) ・事業活動(再エネによる発電及び購入電力量) o廃棄物のゼロエミッション活動の展開 ・再使用(リユース)への取組み(配電用資機材の再使用状況)	7
	301-3	再生利用された製品と梱包材	o 廃棄物のゼロエミッション活動の展開 ・再生利用(リサイクル)への取組み(石炭灰の新たな有効利用 への取組み、配電用資機材の再生利用状況)	37
		報告組織は、自らその制約下にある、国、地域、業種が定めるエネルギー関連の規制や方針 について説明することができる。さらに、このような規制や方針の例を提示することができ る	o トップメッセージ ・2030年に向けて温室効果ガスの削減に努めます o 省エネ、省 C O ₂活動の推進 ・エネルギーミックス o 効率的な設備運用 ・省エネ法「ベンチマーク指標」、エネルギー供給構造高度化法「非化石電源比率」	4 30 34
	302-1	組織内のエネルギー消費量	○事業活動に伴う環境負荷(2017年度) ・INPUT ○九州電力の省エネ・省資源活動 ・オフィス電力使用量の削減	7 70
	302-2	組織外のエネルギー消費量	o 事業活動に伴う環境負荷(2017年度) ・販売電力量	7
	302-3	エネルギー原単位	o 環境会計 ・環境効率性	79

	GRIガイドライン(Standard版)		↓ ₹ ₽ u	
	シリーズ	開示事項	- 九電グルーブ環境報告書2018 ペ- ペ-	ージ
2 エネルギー (つづき)	302-4	エネルギー消費量の削減	・事業活及における環境員何低減重 ・お客さまとともに進める省エネ・省CO2活動 ・新たな省エネ・省サービスの開発 ・効率的な設備運用 ・火力発電の熱効率の維持向上 ・送配電口スの低減 の九州電力の省エネ・省資源活動 ・オフィス電力使用量の削減 ・省資源活動の展開 ・低燃費車の導入やエコドライブによるCO2排出抑制	7 29 33 33 70 71
	302-5	製品およびサービスのエネルギー所要量の削減	○お客さまとともに進める省エネ・省CО₂活動	7 29
3 水	G4-DMA <sup>**</sup>	流域やダム貯水池の管理方法、電気事業者と地域社会など他のステークホルダーのニーズを 満たすための水資源確保に関する長期計画	・環境アセスメント(環境影響評価)の実施 ○発電用水・排水の管理 ・水の管理、水リスクの評価 ○生物を禁性の保全	46 47 49
	303-1	水源別の総取水量	・環境負荷量(上水使用量)	7 7 7
	303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	○発電用水・排水の管理	40 47
	303-3	リサイクル・リユースした水	o 事業活動に伴う環境負荷(2017年度) ・事業活度における環境負荷低減量(中水・雨水活用量)	7
4 生物多様性	G4-DMA <sup>**</sup>	送配電線路沿いの害虫や植生管理方法	o くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動 ・野焼き活動 4 ・ミヤマキリシマの保護、登山道整備活動 4 o 生物多様性の保全	46 48 49 49
	304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性評価の高い地域、もしくはそれらの隣接地域 に所有、賃借、管理している事業サイト	・活動の充実に向けた取組み 4	48 48 49
	304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	○ くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動 ・野焼き活動 4 ・ミヤマキリシマの保護、登山道整備活動 4 ○ 生物多様性の保全	46 48 49 49

	GRIガイドライン(Standard版)			
	シリーズ	開示事項	九電グループ環境報告書2018 	ページ
4 生物多様性 (つづき)	304-3	生息地の保護・復元	○ 設備形成における環境への配慮 ・環境アセスメント(環境影響評価)の実施 ○ くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動 ・野焼き活動 ・ミヤマキリシマの保護、登山道整備活動 ○ 生物多様性の保全 ・社有林等の適正管理	46 48 49 49
	304–4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の 生物種	o 設備形成における環境への配慮 ・環境アセスメント(環境影響評価)の実施 ・くじゅう九電の森における生物多様性調査の実施 ・指定管理者施設における生物多様性調査の実施	46 50 50
	EU-13	生物多様性に影響を及ぼす地域と代替生息地との面積の比較	o該当する記載なし	
5 大気への排出	シリーズ固有 のマネジメント 手法	報告組織は、次のことを行うことができる ・国、地域、または業種が定める排出物関連規制や方針 の適用を受けているか否かを説明し、その規制、方針 の例を提示する ・排出物の処理(フィルター装置や薬剤の使用)に費や した支出額、及び排出権証書の取得や使用に伴う支出 額を開示する	○トップメッセージ     ・2030年に向けて温室効果ガスの削減に努めます     ○重点取組項目と環境目標     ・CO₂排出量の低減     ○九州電力の環境目標と実績(総括)     ・販売電力量あたりのCO₂排出量     ・火力新設時等のBAT等の活用によるCO₂排出削減量     ○発電所等の環境保全     ・大気汚染対策     ○環境会計     ・環境活動コスト     ・環境活動コスト     ・環境活動に伴う経済効果     ・環境活動に伴う経済効果     ・環境対率性	4 10 15 15 39 77 78 79 79
	305–1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	<ul> <li>○事業活動に伴う環境負荷(2017年度)</li> <li>・2016年度サプライチェーンCO₂排出量(スコープ1~3)</li> <li>○サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量</li> <li>・スコープ1~3の温室効果ガス排出の状況</li> </ul>	7 31
	305–2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	<ul> <li>○事業活動に伴う環境負荷(2017年度)</li> <li>・2016年度サプライチェーンCO₂排出量(スコープ1~3)</li> <li>○サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量</li> <li>・スコープ1~3の温室効果ガス排出の状況</li> </ul>	7 31
	305–3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)	<ul> <li>○事業活動に伴う環境負荷(2017年度)</li> <li>・2016年度サプライチェーンCO₂排出量(スコープ1~3)</li> <li>○サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量</li> <li>・スコープ1~3の温室効果ガス排出の状況</li> </ul>	7 31
	305–4	温室効果ガス(GHG)排出原単位	○重点取組項目と環境目標     ・C〇₂排出量の低減     ○九州電力の環境目標と実績(総括)     ・販売電力量あたりのCO₂排出量     ○C〇₂排出量の抑制     ・2017年度の実績	10 15 17

	GRIガイドライン(Standard版)		↓ 喬 ⊌ ↓ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	シリーズ	開示事項	- 九電グルーブ環境報告書2018 	ページ
5 大気への排出 (つつき)	305–5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減	○事業活動に伴う環境負荷(2017年度)     ・事業活動における環境負荷低減量(CO2排出抑制量)     ○九州電力の環境目標と実績(総括)     ・CO2排出量(2015~2017)     ・火力新設時等のBAT等の活用によるCO2排出削減量(2015~2017)     ○CO2排出量の抑制     ・2017年度の実績     ・原子力発電の安定運転によりCO2排出量を700万トン程度抑制     ・九州電力のCO2以外の温室効果ガス排出量(SF6、N2O、HFC)     ・グループ会社の温室効果ガス排出量・排出抑制量     ○再生可能エネルギーの積極的な開発と最大限の受入れ     ・九電グループの再生可能エネルギーによるCO2排出抑制量(2017年度)     ・豊かな地熱資源を活用した地熱発電の推進     ・遊休地等を活用した大陽光発電の推進     ・周辺環境との調和を考慮した風力発電の推進     ・席業物の削減にも寄与するバイオマス発電の推進     ・地域との共生を図りながらの」水力発電の推進     ・地域との共生を図りながらの」水力発電の推進     ・地域との共生を図りながらの」水力発電の推進     ・潮の満ち干きを利用した潮流発電の実証事業     ・再生可能エネルギーの最大限の受入れ     ○国際的な温暖化対策への貢献     ・海のオフォルギーの最大限の受入れ     ○国際的な温暖化対策への貢献     ・海のオフォルギーの最大限の受入れ     ○国際的な温暖化対策への貢献     ・海のオフォルギーの表別でのまた。	7 15 15 17 18 68 68 20 21 22 23 24 24 25
	305–6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	・海外エネルギー事業を通じた C O ₂ 排出抑制  ○ 事業活動に伴う環境負荷(2017年度)  ・環境負荷量(オゾン層破壊物質排出量)	7
	305-7	 窒素酸化物(NO <sub>X</sub> )、硫黄酸化物(SO <sub>X</sub> )、およびその他の重大な大気排出物 	o 発電所等の環境保全対策等 ・大気汚染対策	39
6 排水および廃棄物	G4-DMA*	以下の内容を含む、放射性廃棄物の種類毎の管理と貯蔵方法 ・一時的および恒久的な貯蔵 ・放射性廃棄物の環境、健康、安全に対する影響 ・該当する管理基準や法律に従った安全対策	<ul><li>○ 発電所等の環境保全</li><li>・原子力発電所の放射線管理</li></ul>	41~42
	306-1	排水の水質および排出先	<ul> <li>○事業活動に伴う環境負荷(2017年度)</li> <li>・環境負荷量(排水負荷量)</li> <li>○発電所等の環境保全</li> <li>・水質保全対策</li> <li>○発電用水・排水の管理</li> <li>・水の管理、水リスクの評価</li> </ul>	7 40 47
	306-2	種類別および処分方法別の廃棄物		37 38 38
	306-3	重大な漏出	<ul><li>○環境管理の推進</li><li>・環境法令違反及び環境事項の防止</li></ul>	55
	306-4	有害廃棄物の輸送	○該当する記載なし	
	306–5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	○ 設備形成における環境への配慮     ・環境アセスメント(環境影響評価)の実施     ○ 発電用水・排水の管理     ・水の管理、水リスクの評価     ○ 生物多様性の保全     ・社有林等の適正管理	46 47 49

	GRIガイドライン(Standard版)		(0)	
	シリーズ	開示事項		
7 環境コンプライアンス	シリース゛固有 のマネシ゛ メント 手法	報告組織は、環境責任に関する保険の費用支出についても報告することができる	o 環境会計 ・環境活動コスト ・環境活動効果 ・環境活動に伴う経済効果 ・環境効率性	77 78 79 79
	307–1	環境法規制の違反	<ul><li>○環境管理の推進</li><li>・環境法令違反及び環境事項の防止</li></ul>	55
8 サブライヤーの環境面のアセスメント	ジリーズ <sup>*</sup> 固有 のマネジメント 手法	<ul> <li>○報告組織は、次の事項の開示 も行うことができる・環境基準により新規サプライヤーを選定した際に用 いたシステムと、新規サプライヤーの選定に用いた環境基準のリスト・サプライチェーンにおける著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)を特定、評価するために用いているプロセス(デュー・デリジェンスなど)・組織が環境インパクト評価のため、サプライヤーを特定、優先順位付けしている方法・サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクトの防止、軽減、救済のどれを目的とするものであるか・著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)の防止、軽減、救済を促進するため、サプライヤーと締結する契約の中で、期待事項(目標とターゲットを含む)をどのように設定、確立しているか・著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)の防止、軽減、救済に関して、サプライヤーにインセンティ ブや報要を提供しているがあるか・著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)の防止、軽減、救済に関して、サブライヤーにへセンティ ブや報要を提供しているが否か・環境基準を用いて、サプライヤーとその製品、サービスを評価・監査するための慣行・実施している評価、監査の種類、システム、範囲、頻度、現在の実践状況を表すリスト、および認証・監査の対策がサプライチェーンのどの部分であるか・サプライヤーへの環境インパクト評価の結果、サプライヤーとの関係を解消することにより、潜在的なマイナスのインパクト評価の結果、サプライヤーとの関係を解消することにより、潜在的なマイナスのインパクトを認めてきるの環境基準もしくは環境インパクトを認識の活動、製品、サービスに関連して生じるインパクトや、サプライヤーとの関係の中で、組織が高接的に原因となって生じるインパクトや、サプライヤーとの関係の中で、組織の活動、製品、サービスに関連して生じるインパクトが含まれる</li> <li>○評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理メカニズムから入手することができるの評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理メカニズムから入手することができるの環境インパクトに対処するために実施する措置には、組織の調達慣行の変更、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更、サブライヤーとの関係解消などが含まれる</li> <li>○サプライヤーとその製品・サービスを環境基準により評価・監査する主体は、組織自体、第二者、第三者のいずれの場合もあり得る</li> </ul>		37 38 38 38 38 38 64 64
	308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	o該当する記載なし	
	308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置。	o該当する記載なし	